

## 著作権法の一部を改正する法律案の概要

## I. 改正の趣旨

インターネットの普及等に伴い、既に法整備を終えている「著作者」「実演家」「レコード製作者」に加え、残る「放送局」「有線放送局」についても、「インターネットを用いた無断再送信」を防止するための権利を付与する。

また、「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（仮称）」については、インターネット対応等の主な部分に関しては、既に法整備を終えているが、条約締結のためには、一部法整備が必要な事項が残されているため、今回の改正により措置する。

## II. 改正の内容

## 1. インターネットへの対応のための「放送局」「有線放送局」の権利の拡大

受信した「放送番組」等について、インターネットを用いた無断再送信を防止するため、「放送局」と「有線放送局」に、「インターネットでの無断送信を差し止める権利」（送信可能化権）を付与する。

## 2. 「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（仮称）」の締結等に係る改正

インターネットへの対応を始めとして「実演家」「レコード製作者」の権利について規定した条約（平成8年採択）を締結する等のため、以下の改正を行う。

（「インターネットでの無断送信を差し止める権利」の付与等については、既に対応済み。）

## (1) 「実演」に係る「人格権」の創設

「実演家」（歌手、俳優等）に、①「名誉・声望を害する改変をされない権利」（同一性保持権）、②「名前の表示を求める権利」（氏名表示権）を付与する。

## (2) 「レコード」の保護期間の起算点の変更

（「最初の録音から50年」→「最初の発行（発売）から50年」）

（参考）

○著作権の体系

